

熊本県知事選挙について のお知らせ

○任期満了に伴う熊本県知事選挙が
平成24年3月25日に執行されます

- 告示日 平成24年3月8日(木)
 - 投開票日 平成24年3月25日(日)
 - 投票時間 各投票所 午前7時00分～午後6時00分 ※2時間繰上げ
 - 投票所 町内10箇所 ※告示日までに郵送される投票所入場券で再度確認してください。
 - 期日前投票 平成24年3月9日(金)～3月24日(土)
午前8時30分～午後8時00分
投票所は高森総合センター1階ロビーです。
閉庁日に関係なく投票ができますので、郵送される投票所入場券を持参してください。投票所入場券を忘れられた場合は、免許証、保険証等で本人確認が必要です。
 - 不在者投票 投票日当日に、心身等の故障により入院中であつたり、転出・仕事や、学業等でその滞
在地で投票を希望される場合は、所定の手続きを経て「不在者投票」により投票が
できます。該当する方(見込みのある方)は事前に選挙管理委員会事務局へお問い合わせ下さい。
 - 選挙権資格要件(住所) 平成23年12月7日までに住民票が作成された者
 - 選挙権資格要件(年齢) 平成24年3月26日までに20歳を迎える者
 - 開票時間 午後8時00分から(高森総合センター2階大会議室)
- ※投票結果及び開票結果は確定後、高森町のホームページに掲載します。
また、事務局(高森総合センター2階中会議室)において希望される方には配布も行います。

選挙権について

この時期は、就職や転勤などで住所を移す人が多いと思われませんが、
きちんと手続きをしないと、大切な選挙権が行使できない事があります。

- 選挙権
熊本県知事選挙の場合、日本国民で年齢20歳以上の人で、かつ引き続き3ヶ月以上、熊本県の区域内
に住所を有することが必要です。つまり、3月25日(投票日)までに県外へ転出した人は、今回の選挙
権が失われ投票ができません。
また、熊本県内の他市町村へ住所を移しても、移転が1回に限り引き続き選挙権を移動前の住所地(高
森町)に有します。この場合、投票時にはいずれかの市町村長が証明する「引き続き当県内に住所を有す
る旨の証明書」が必要となります。

【例1】

○熊本市へ転出した場合
(県内での転出)

高森町選挙人名簿登録者

3/15住民票移転

熊本県熊本市へ

- ①高森町で期日前投票又は投票日当日に投票所で投票ができます。
- ②高森町に投票用紙を請求し熊本市で不在者投票ができます。
- ③以上の投票の際にはいずれかの市町村長が証明する「引き続き当県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。(=ないと投票できません。)

【例2】

○熊本市へ転出し、南阿蘇村へ転出した
場合(県内で2回以上に渡る転出)

高森町選挙人名簿登録者

3/15住民票移転

熊本県熊本市へ

3/20住民票移転

熊本県南阿蘇村へ

- ①熊本県知事選挙の選挙権は失われます。

【例3】

○熊本県外へ転出した場合

高森町選挙人名簿登録者

3/15住民票移転

福岡県福岡市へ

- ①熊本県知事選挙の選挙権は失われます。

今後転出の見込みがある方は、以上の例を参考にして、大切な選挙権を失わないよう確実に投票
をしましょう。ご不明な点は、お気軽に選挙管理委員会事務局までお問合せ下さい。

《備考》前回執行(平成20年3月23日)の熊本県知事選挙投票率 55.85%

投票は、政治参加への第1歩です。選挙人一人一人が選挙の意義を自覚し、選挙のルールを正しく守り、
進んで投票に参加しましょう。